

令和2年4月13日

定期利用保育を利用する児童の保護者の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

定期利用保育の利用自粛の要請について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、令和2年4月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。これにより、新宿区を含む東京都が、緊急事態措置の対象区域として指定されたところです。

同日付けで改正された基本的対処方針では、まん延防止策として、人と人との接触機会を徹底的に減らすことにより、事態を収束に向かわせることが可能である、としています。

そのため、厚生労働省及び東京都は、保育を必要とする保護者への保育の提供を確保したうえで、保育の提供を縮小して実施するよう要請しています。

については、4月14日（火）から5月6日（水）までの間、国及び東京都から事業の継続を要請されている事業所にお勤めの場合や、真にやむを得ない事情により、ご家庭での保育が困難な場合を除き、利用を自粛していただきますよう、お願いいたします。

定期利用保育は、就労による継続的な利用がない場合は、利用を取り消すこととしていますが、感染拡大防止のために利用しないことについては、4月1日から6月30日までの間は、利用の取り消しは行いません。また、保育料については、事前に感染防止のため利用しないことを園に連絡している場合は、利用した日数に応じて日割り計算を行います。具体的な手続きについては、園を通じて、別途対象の皆様にお知らせいたします。

（問合せ先）

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

FAX 03-3209-2795